

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

外商投資企業に関する持分権出資に関する暫定規定
（商務部令 2012 年第 8 号として 2012 年 9 月 21 日発布、同年 10 月 22 日施行）

第 1 条 外商投資企業に関する持分権出資行為を規範化し、投資の円滑化水準を引き上げ、外国投資家の中国における投資を促進するため、中華人民共和国の外商投資に係る法律、「会社法」及び関連する行政法規の規定に基づき、本規定を制定する。

第 2 条 国内外投資家（以下「持分権出資者」と総称する。）が自身の保有する中国国内企業（以下「持分権企業」と総称する。）の持分権を出資として外商投資企業（以下「被投資企業」と総称する。）を設立及び変更する行為に本規定を適用する。かかる行為には、次のものが含まれる。

- (一) 会社を新設する形式にて外商投資企業を設立する行為
- (二) 増資により非外商投資企業を外商投資企業へ変更させる行為
- (三) 増資により外商投資企業の持分権に変更を生じさせる行為

以上において「企業」とは、中国国内において法により設立された有限責任会社又は株式有限会社をいう。

第 3 条 本規定にいう「審査認可機関」は、中華人民共和国商務部又は地方の商務主管部門である。

投資家が持分権にて出資し、外商投資企業を設立及び変更する場合には、関係する外商投資審査認可管理規定により商務部が認可するものを除き、その余は被投資企業の所在する省、自治区、直轄市及び計画単列市の商務主管部門（以下「省級審査認可機関」という。）が認可に責任を負う。

第 4 条 出資にあてる持分権は、権利帰属が明瞭であって権能が完全であり、法により譲渡することができるものでなければならない。持分権企業が外商投資企業である場合には、当該企業は法により設立が認可されており、外商投資産業政策に適合していなければならない。

次に掲げる事由に該当する場合には、持分権は、出資に用いてはならない。

- (一) 持分権企業の登録資本が全額払込済みでないとき。
- (二) 持分権に質権が設定済みであるとき。
- (三) 持分権が法により既に凍結されているとき。
- (四) 譲渡してはならない旨が持分権企業の定款（契約）において約定されている持分権
- (五) 前年度の外商投資企業合同年度検査に規定どおりに参加していない、又は合格していない外商投資企業の持分権
- (六) 不動産企業、外商投資性会社及び外商投資ベンチャー（持分権）投資企業の持分権
- (七) 法律、行政法規又は国務院の決定により持分権譲渡については認可を経なければならない旨が定められているものであるが認可を経ないとき。
- (八) 法律、行政法規又は国務院の決定により譲渡してはならない旨が定められている

その他の事由

第5条 持分権出資後に、被投資企業及び持分権企業並びにその直接又は間接の持分保有企業は、「外商投資方向指導規定」、「外商投資産業指導目録」その他の外商投資関連規定に適合していなければならない。関係規定に適合しない場合には、持分権出資を申告する前に関連資産若しくは事業を分離し、又は持分権を譲渡しなければならない。国内外投資家は、持分権出資方式にて外商投資管理を回避してはならない。

第6条 出資にあてる持分権は、法により設立された国内評価機構の評価を経なければならない。

第7条 持分権出資者と被投資企業の出資者又はその他の投資家とは、持分権評価を踏まえて、持分権算定金額及び持分権出資金額を協議確定することができる。

持分権算定金額とは、上記の各当事者が持分権評価を踏まえて共同で認定した、出資に用いる持分権の取引価額をいい、持分権出資金額とは、持分権算定金額のうち被投資企業の登録資本に計上される部分をいう。持分権出資金額は、持分権の評価額を上回ってはならない。

持分権の算定価額にて被投資企業の増資を引き受けた場合には、持分権算定金額が買収取引額に計上される。

第8条 被投資企業の全出資者の持分権出資金額とその他の非貨幣財産の算定価額にて出資された金額との和は、その登録資本の70パーセントを上回ってはならない。

第9条 被投資企業が有限責任会社である場合には、その投資総額については、「中外合資経営企業の登録資本と投資総額との比率に関する国家工商行政管理总局の暫定規定」に基づき、持分権出資後における被投資企業の登録資本に従い確定しなければならない。

第10条 投資家が持分権にて出資する場合には、投資家又は被投資企業が審査認可機関に対して申請し、以下の文書を提出しなければならない。

- (一) 持分権出資申請及び持分権出資合意
- (二) 出資にあてる持分権を被投資企業が適法に保有していることの証明
- (三) 持分権企業の「企業法人営業許可証」（写し）
- (四) 持分権企業が外商投資企業である場合には、「外商投資企業認可証書」及び写し、並びに外商投資企業合同年度検査に合格したことの関連証明を提出しなければならない。
- (五) 評価機構の持分権評価報告
- (六) 弁護士事務所及び当該事務所から任命された弁護士が本規定第4条及び第5条の内容について発行した法律意見書
- (七) 外商投資に係る法律、行政法規及び規則により届け出なければならない、外商投資企業の設立又は変更に関するその他の文書
- (八) 法律、行政法規又は国务院の決定により、持分権企業の出資者が持分権を譲渡する場合には認可を経なければならない旨が定められているものについては、関連する認可文書を提出する必要がある。
- (九) 審査認可機関が提出を求めるその他の文書

第11条 被投資企業の審査認可機関は、法により認可又は不認可を決定する。認可を与える場合には、審査認可機関が「外商投資企業認可証書」（備考欄に「持分権出資未払込」と注記を加える。）を交付又は書換交付する。

持分権企業が外商投資企業であって、被投資企業とは異なる審査認可機関によってそれぞれ認可されている場合には、被投資企業の審査認可機関は持分権企業所在地の省級審査認可機関の意見を求めなければならない。持分権企業所在地の省級審査認可機関は意見徴求書簡を受領した後 20 業務日内に意見を返さなければならない。期限を徒過しても回答しない場合には、同意したものとみなす。

第 12 条 持分権出資が被投資企業の審査認可機関の認可を経た後に、持分権企業が非外商投資企業である場合には、持分権企業は、注記が加えられた被投資企業の「外商投資企業認可証書」をもって「外商投資企業の国内投資に関する暫定規定」その他の関係規定に従い届出又は審査認可手続をし、出資にあてた持分権の保有者を被投資企業に変更するよう申請しなければならない。

第 13 条 持分権出資が被投資企業の審査認可機関の認可を経た後に、持分権企業が外商投資企業である場合には、次に掲げる状況別に手続をする。

持分権出資の後、持分権企業の出資者中になお外国投資家（外商投資性会社、外商投資ベンチャー（持分権）投資企業又は投資を主たる業務とする外商投資組合企業を含む。）がいる場合には、当該持分権企業は、注記が加えられた被投資企業の「外商投資企業認可証書」をもって「外商投資企業投資家の持分権変更に係る若干の規定」に従い、相応の権限を有する審査認可機関に対し、出資にあてた持分権の保有者を被投資企業に変更するよう申請しなければならない。

持分権出資の後、持分権企業の出資者中に外国投資家（外商投資性会社、外商投資ベンチャー（持分権）投資企業又は投資を主たる業務とする外商投資組合企業を含む。）がいなくなった場合には、当該持分権企業は、注記が加えられた被投資企業の「外商投資企業認可証書」をもって「外商投資企業投資家の持分権変更に係る若干の規定」及び「外商投資企業の国内投資に関する暫定規定」に従い、関係する審査認可又は届出手続をし、審査認可機関に対し、自身の「外商投資企業認可証書」について返納又は変更をしなければならない。

第 14 条 持分権企業は、上記の変更を完了した後、国の関係規定に従い所在地の工商、税務、税関、外貨管理等の関係部門に対して変更登記手続をしなければならない。

出資にあてた持分権が既に証券登記決済機構において登記されている場合には、持分権企業は、関係規定に従い、証券取引所及び証券登記決済機構に対して持分譲渡及び名義書換登記手続をしなければならない。

第 15 条 持分権企業が上記の変更を完了した後、被投資企業は、以下の文書をもって審査認可機関に対し「外商投資企業認可証書」（備考欄に「持分権出資払込済み」の文言を書き加える。）の書換交付を申請しなければならない。

- (一) 持分権企業の持分権変更の説明
- (二) 持分権企業の持分権変更後における「企業法人営業許可証」及び写し
- (三) 法により設立された出資検査機構が発行した持分権出資に係る出資検査証明
- (四) 持分権企業が持分権変更後になお外商投資企業である場合には、変更後の「外商投資企業認可証書」及び写しも提出しなければならない。
- (五) 持分権企業が非外商投資企業であるものの、その経営範囲が「外商投資産業指導目録」の制限類分野に及ぶ場合には、外商投資企業の国内再投資に関する省級審査認可機関の認可回答文書も提出しなければならない。

第16条 国内上場会社に関する持分権出資は、国の証券監督管理、証券取引、証券登記決済等の関係規定に適合していなければならない。

外国投資家が持分権企業の持分権を対価として国内上場会社の持分の特定者向け発行又は合意による譲渡に参画する場合には、「上場会社に対する外国投資家の戦略的投資の管理弁法」を同時に適用しなければならない。商務部が関係規定に従い原則的認可回答書簡を発行した場合には、持分権企業は、本規定第12条及び第13条の規定に従い、原則的認可回答書簡をもって持分権企業の届出、審査認可等の変更手続をし、及び特定者向け発行又は合意による譲渡に係る手続をすることができる。取引が完了した後、上場会社は、商務部において「外商投資企業認可証書」を受領し、かつ、当該認可証書をもって工商行政管理部門において変更登記手続をする。

第17条 持分権出資に係る被投資企業の審査認可機関は、認可文書の写しを被投資企業所在地の工商、税務、税関、外貨等の部門にそれぞれ送付しなければならない。持分権出資者が国内投資家である場合には、写しを持分権出資者所在地の税務主管部門に送付しなければならない。

第18条 被投資企業の外債登記及び輸入免税枠の手続をする場合には、持分権出資分を差し引いた被投資企業の登録資本にて確定される投資総額をもって査定を行わなければならない。

第19条 持分権出資は、国の租税管理に関する規定に適合していなければならない。

第20条 持分権出資が企業の国有財産権及び上場会社の国有持分権管理事項に及ぶ場合には、国有資産管理の関連規定を遵守しなければならない。

第21条 出資検査機構は、出資検査証明を発行する際に、被投資企業所在地の外貨管理部門に対して出資検査に係る照会・確認を行わなければならない。

第22条 持分権出資が「外国投資家による国内企業買収に係る安全審査制度の確立に関する国务院令の通知」所定の関係事由に及ぶ場合には、外国投資家が関連規定に従い買収安全審査申請を提出しなければならない。

持分権出資が外国投資家による国内企業買収事由に該当する場合には、本規定を適用するほか、「外国投資家による国内企業買収に関する規定」も遵守しなければならない。

第23条 外商投資性会社に関する持分権出資は、外商による投資性会社への投資・設立運営の関連規定に適合していなければならない。

第24条 国内投資家が外商投資企業の持分権をもって内資企業に出資する場合には、持分権出資の条件に関する本規定第4条の規定に適合していなければならない。

第25条 外国投資家は、国内企業の持分権を対価とし、これと引き換えに他の投資家が保有する国内企業の持分権を取得する場合には、持分権出資の条件、持分権評価等に関する本規定の関係規定を参照し、かつ、「外商投資企業投資家の持分権変更に係る若干の規定」、「外国投資家による国内企業買収に関する規定」等の規定を遵守しなければならない。

第26条 台湾・香港・マカオ・華僑投資企業に関する持分権出資行為は、本規定を参照して管理する。

第27条 本規定は、商務部が解釈に責任を負う。

第28条 本規定は、2012年10月22日から実施する。

（法令原文名称：关于涉及外商投资企业股权出资的暂行规定）